

## 平成28年度 大分県地震被災建築物応急危険度判定士講習会実施要領

- 目的 大規模な地震により被災した建築物の余震による倒壊、部材の落下等から生じる二次的災害を防止し、住民の安全を確保するため応急的に損傷した建築物の危険度を判定する応急危険度判定士を養成することを目的とする。  
※ 受講後、応急危険度判定士となるための登録申請の受付をします。
- 対象者 1. 建築士の資格（1級・2級・木造）を有するもの  
2. 建築に関する行政経験（建築指導審査業務、公共施設・公営住宅等の営繕業務）を2年以上有する地方公共団体の職員（技術職職員）
- 主催 大分県 大分県建築物総合防災推進協議会
- 期日 平成28年12月15日（木） 13：30～16：30
- 場所 大分市府内町1丁目5-38  
コンパルホール 3階 304会議室
- 定員 60名
- 受講料 無料
- 申込方法 申込書に記入の上、FAXで受付（097-506-1779）
- 申込期限 平成28年12月8日（木）
- 講習会プログラム
  - ・開会挨拶
  - ・応急危険度判定制度の概要
  - ・木造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
  - ・最近の地震による木造住宅の被害について
  - ・鉄骨造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
  - ・鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
  - ・近年の地震による建築物の被害について
  - ・質疑応答
  - ・被災建築物応急危険度判定士登録申請手続き説明及び受付
- 講師 井上正文（日本文理大学工学部建築学科 教授）  
菊池健児（大分大学工学部福祉環境工学科 教授）
- 受講者は、下記のものを受講当日に持参して下さい。
  - ・大分県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請書（事前に配布したものに必要事項を記入の上、お持ち下さい）
  - ・応急危険度判定士登録のため写真 1枚（縦3cm×横2.5cm、写真裏面には氏名を記入）  
（受講前6ヶ月以内に撮影した者で、無帽・正面・上半身・無背景のもの）
  - ・筆記用具
- 本講習会は（公社）大分県建築士会が実施する継続能力開発（CPD）制度の認定講習会に位置づけられており、講習会受講者は3単位が取得できます。

### 【ご注意下さい】

新規にご登録いただく場合には、本講習会の受講が必要です。

現在登録されている方は、受講の義務づけはありませんが、内容を再確認の意味で受講される場合は、当時配布したテキストを持参願います。



平成 年 月 日

大分県知事殿

(申請者)住所

氏名

大分県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請書

大分県地震被災建築物応急危険度判定士制度要綱第4の1(第5)の規定に基づき、判定士としての認定を申請します。

フリガナ 氏名		性別	男 ・ 女
		生年月日	昭和 年 月 日
住所	〒		
	(電話) ( )		
建築士免許	1 級 ・ 2 級 ・ 木 造	登録年月日	年 月 日
登録番号	国土交通大臣 都・道・府・県 第 号		
所属団体 (該当番号に : 重複可)	1 大分県建築士会		2 大分県建築士事務所協会
	(所属支部名 )		( )
血液型	A ・ B ・ AB ・ O		その他
	(該当するものを でかこむ)		(特記事項 )

裏面も記入して下さい。

* 備考欄		* 登録欄	年 月 日
			第 号

注) 1 \*印欄は記入しないで下さい。

2 添付書類 写真1枚(申請前6月前以内に撮影したもので、無帽、正面、上半身、無背景のもの  
大きさ縦3cm、横2.5cm、写真裏面には、氏名及び撮影年月日を記入して下さい。)

3 所属団体については、建築士個人の立場で記入して下さい。

裏面へつづく

様式第3号 - 2

勤務先名	
勤務先所在	〒 (電話) ( ) (FAX) ( )
緊急連絡先	〒 (電話) ( ) (FAX) ( )
業務の種別 (主たる業務の1つを選び 該当番号に印)	1 建築設計(2及び3を除く。) 2 構造設計 3 設備設計 4 積算 5 工事監理又は工事の指導監督 6 現場管理 7 技能労務 8 調査又は鑑定 9 手続代理 10 敷地選定等の企画 11 研究又は教育 12 行政 13 その他( )
特殊技能等	定期報告調査者、その他(無線 級、 )
判定協力 (協力できる項目の符号に印をして下 さい。複数の印も可)	<p>地方公共団体又は被災建築物の所有者等の依頼があった場合、下記について協力できます。</p> <p>A 判定調査団員として、被災地に派遣されることに協力できる。</p> <p>B 病院、学校など、判定を優先する建物の判定に協力できる。</p> <p>C 居住地や勤務先の周辺地域において、被災建築物の判定に協力できる。</p> <p>D 公務員のため、勤務先での被災復旧、救援活動等をしながら協力できる。</p>

(記入注意)

「業務の種別」及び「勤務先」の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入して下さい。